NOSAI

# 農機具共済

万一の事故・
盗難に備えて

のうきくん
損害総合／損害

# 農機具は、大切な財産です!!

NOSAIは安心して農作業ができる環境づくりをお手伝いしています。

## ご加入できる農機具 5機種

- ご加入される方が所有または管理する農機具が対象です。
- 共同所有の農機具もご加入いただけます。
- 附属装置（一部を除く）を加入する場合は、加入申込書に記載をお願いします。

乗用トラクター

自脱型・普通型コンバイン

乗用田植機

自走式スピードスプレヤー（ブームスプレヤーを含む）

農業用ホイールローダー

**農機具耐用年数**

| 耐用年数 | 機　種 |
|---|---|
| ７年 | 乗用トラクター、自脱型・普通型コンバイン、乗用田植機<br>自走式スピードスプレヤー（ブームスプレヤー）、農業用ホイールローダー |

## 支払いとなる事故

| 共済事故 | 火　災 | | 衝突・接触<br>転覆・墜落 | 破裂・爆発 | 自然災害<br>地震・噴火・津波は除かれます。 | 鳥獣害 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 納屋等格納中 | 未格納 | | | | |
| 損害総合共済 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 損害共済 | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

| 共済事故 | 落　雷 | 物体の落下・飛来 | 盗難（き損を含む）<br>警察へ届出後、農機具が発見された場合はき損事故となります。 | 異物の巻込み | 第三者行為による不可抗力のき損 |
|---|---|---|---|---|---|
| 損害総合共済 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 損害共済 | ○ | ○ | × | ○ | ○ |

**さらに…修理工場までの運送料・出張修理時の旅費・引上げ費用についてもお支払いします。**

※代車費用については対象となりません。

# 「だから安心の農機具共済!」

**NOSAIは関係機関と協力し、農作業事故防止を呼びかけています。**

## 掛 金 1年間の納入額

●損害総合共済（特約なし）基本等級の場合

**共済金額100万円あたり ➡ 1年間6,300円です。**

《主な場合の共済金額100万円あたりの共済掛金》

（単位：円）

| 共済の種類 | 等級 | | 割増等級 | | | | | 基本等級 | 割引等級 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| | 係数 | | 2.30 | 2.00 | 1.80 | 1.60 | 1.40 | 1.00 | 0.94 | 0.87 | 0.80 |
| 損害総合共済 | 特約なし | | 14,490 | 12,600 | 11,340 | 10,080 | 8,820 | 6,300 | 5,922 | 5,481 | 5,040 |
| | 実損塡補特約付 | 約定割合90% | 15,674 | 13,630 | 12,267 | 10,904 | 9,541 | 6,815 | 6,406 | 5,929 | 5,452 |
| | | 〃 80% | 17,077 | 14,850 | 13,365 | 11,880 | 10,395 | 7,425 | 6,979 | 6,459 | 5,940 |
| | | 〃 70% | 18,800 | 16,348 | 14,713 | 13,078 | 11,443 | 8,174 | 7,683 | 7,111 | 6,539 |
| | | 〃 60% | 20,957 | 18,224 | 16,401 | 14,579 | 12,756 | 9,112 | 8,565 | 7,927 | 7,289 |
| | | 〃 50% | 23,867 | 20,754 | 18,678 | 16,603 | 14,527 | 10,377 | 9,754 | 9,027 | 8,301 |
| | | 〃 40% | 28,285 | 24,596 | 22,136 | 19,676 | 17,217 | 12,298 | 11,560 | 10,699 | 9,838 |
| | | 〃 30% | 35,507 | 30,876 | 27,788 | 24,700 | 21,613 | 15,438 | 14,511 | 13,431 | 12,350 |
| | 臨時費用特約付 | | 16,330 | 14,200 | 12,780 | 11,360 | 9,940 | 7,100 | 6,674 | 6,177 | 5,680 |
| 損害共済 | 特約なし | | 11,730 | 10,200 | 9,180 | 8,160 | 7,140 | 5,100 | 4,794 | 4,437 | 4,080 |
| | 臨時費用特約付 | | 13,340 | 11,600 | 10,440 | 9,280 | 8,120 | 5,800 | 5,452 | 5,046 | 4,640 |

この表にない場合の特約の掛金は、最寄りの支所にお問い合わせください。

### ※無事故割引・有事故割増料率制度

- 加入者の掛金負担と共済金支払の公平性を図るため、加入農機具ごとに、前契約の共済金支払いの有無により掛金の割引・割増を行います。
- 初めて農機具共済に加入する場合は基本等級の6等級が適用されます。
- 前2年間に共済金をお支払いする事故がなかった場合、割引が適用され、次の契約時に掛金が安くなります。
- 前契約で共済金の支払いがあった場合、割増対象事故の支払い回数に応じて割増が適用され、次の契約時にその農機具の掛金が高くなります。
- 割増対象事故は、衝突、接触、異物の巻込みなどの稼働中の事故となります。
- 新たに農機具を加入する場合、既に加入している農機具の等級により、加入時の等級が決定されます。

《共済金額100万円当たりの共済掛金（基本等級、特約無の場合）》

## 共済(補償)の種類

### 大きく2種類となります。

**損害総合共済**
全ての共済事故が対象となります。

＋ 臨時費用担保特約

＋ 付保割合条件付実損塡補特約

**損害共済**
納屋等に格納中の火災事故及び盗難事故は対象外となります。

＋ 臨時費用担保特約

＋ 付保割合条件付実損塡補特約

**《臨時費用担保特約》**

- 共済事故にあったとき、災害共済金に臨時費用共済金（共済金額に損害割合を乗じた額の10%）を加算してお支払いします。
- 共済事故により死亡または入院されたとき、傷害費用共済金をお支払いします。
  （死亡・後遺障害（200日以内）の場合には、1名ごとに共済金額の30%とし、最高50万円のお支払いとなります。
  入院加療（30日以上）の場合には、1名ごとに共済金額の5%とし、最高20万円のお支払いとなります。）

**《付保割合条件付実損塡補特約》**

- 全ての農機具に付帯することができます。
- ただし、**中古購入農機具はこの特約を付帯することでご加入いただけます**。
- この特約を付した場合、必ず約定割合（30%～90%）を選択することになります。
- この特約を付帯すると、満額加入できない場合でも共済金額を限度に修理費（免責額差引後の認定損害額）を満額補償することができます。（選択した約定割合により満額補償できない場合もあります。）

## 共済金額(加入額)

### 共済金額（加入額）が**補償の最高限度額**となります。

農機具1台ごとに**新調達価額を上限**に、
**下記の金額の範囲内**で設定、加入いただけます。

**10万円～1,500万円**

- 新調達価額とは、**加入する農機具と、同一又は類似の性能を有する新規の農機具を取得するために要する価額**（標準小売価額）です。
- 共済金額は、**新調達価額と同額での契約**をお勧めいたします。
- **中古購入農機具**は、当該農機具の**中古購入価額又は時価額のいずれか低い額**が加入限度額となります。
- **すでに他保険に加入のある農機具、リース等で購入された農機具**は加入の際**必ず申告ください**（他保険の加入状況を確認の上、共済金額を設定する必要があります）。

## 契約(補償)期間

掛金をいただいた日の午後4時から1年間の補償になります。
ただし、継続加入の場合は、契約終了後から1年間となります。

**掛金の払込みは、口座振替でお願いいたします。**

## 共済金のお支払い例

共済金のお支払いは**1台ごと、1事故ごとの計算**になります。

### 全損事故の支払い例

新調達価額が500万円のトラクターを鍵を抜いた状態で施錠した納屋に格納してあったが、盗難にあった。

●共済金額500万円（満額加入）の場合

損害額（500万円） × （共済金額（500万円） ／ 新調達価額（500万円）） ＝ **共済金（500万円）**

●共済金額250万円の場合

損害額（500万円） × （共済金額（250万円） ／ 新調達価額（500万円）） ＝ **共済金（250万円）**

### 分損事故の支払い例

新調達価額が500万円のコンバインが稲刈り中にデバイダーをぶつけてしまい損害を受けた。
復旧には、デバイダーの修理部品代12万円、工賃8万円がかかった。

●免責額の計算

作業装置部品につき50%の免責がかかります。

デバイダー修理部品代（12万円） × 作業装置部品免責（50%） ＝ **6万円**

●損害額の計算

| | |
|---|---|
| デバイダー等修理部品代 | 12万円 |
| 工　賃 | 8万円 |
| 合　計 | 20万円 |

（合計20万円） － 免責額（6万円） ＝ **14万円**

●共済金額500万円（満額加入）の場合

損害額（14万円） × （共済金額（500万円） ／ 新調達価額（500万円）） ＝ **共済金（14万円）**

●共済金額250万円の場合

損害額（14万円） × （共済金額（250万円） ／ 新調達価額（500万円）） ＝ **共済金（ 7万円）**

●共済金額250万円で付保割合条件付実損塡補特約（約定割合50%）を付した場合

損害額（14万円） × （共済金額（250万円） ／ 新調達価額（500万円） × 約定割合（50%）） ＝ **共済金（14万円）**

## 復旧義務

**農機具共済には復旧義務があります。事故後、1年以内に復旧（購入）しなかった場合、時価の支払いとなります。**

（時価とは、経年減価残存率を適用したものとなります。）

## 共済金のお支払いができない事項

❶故障（偶然な外来の事故に直接起因しないとき）による損害
❷摩滅・腐食・さび及びその他の自然消耗による損害
❸凍結（水抜き忘れ等による凍結破損）による損害
❹地震・噴火・津波による損害
❺共済事故以外の便乗修理・定期整備・点検の場合
❻掛金の払込みを受ける前に生じた損害
❼損害の発生の通知が遅延し、損害が確認できないとき
❽原因が不明の損害（通常運転時に接触や衝突等がなかったのに機械内部が壊れてしまったなど）
❾農作業以外の使用目的による損害
❿運転者の故意若しくは、重大な過失による損害
⓫法令違反（無免許・飲酒・無灯火等）による損害
⓬2万円に満たない損害

## 対象外となる部品

●オイル・グリース・バッテリー・バッテリー液・不凍液・クーラント
●ベルト・エレメント・フィルター・ウォーターポンプ
●点火プラグ・ヒューズ・電球

## 共済金支払にあたって免責となる対象部位等と割合

| 免責割合 | 対象部位 | 主な対象部品 |
|---|---|---|
| 10% | 燃料系統 | ガバナー、ノズル、プランジャー、デリバリーバルブ |
| 20% | 燃料系統 | 噴射ポンプ |
| 30% | 作業装置 | ユニバーサルジョイント |
| 50% | 冷却系統 | ラジエーター、ホース |
| | エンジン部 | ピストン、ライナー、クランクシャフト、ロット |
| | 電気関係 | 電気部品、電子制御部品 |
| | 走行部 | ブレーキ、ストラット、ローラー類 |
| | 作業装置 | チェーン、揺動装置、デバイダー、穂先フレーム、引き起こしカバー<br>スロワーケース、スロワーハネ、クリンプアミ、ラセン軸、刈刃<br>とうみ・排じん関係、ワラ切り歯、こぎ歯、引き起こし爪、バケット、植え付け爪 |
| | 油圧関係 | シリンダー、ポンプ、バルブ等 |
| | その他 | ベアリング、オイルシール、プーリー・ベアリングの完備品、ボルト、ナット、パッキン、<br>ガスケット、スナップリング、メクラブタ、座金、ライナー、割ピン、ワッシャー、<br>ワイヤー、ホース、Oリング、ゴム・ビニール・布・プラスティック・ガラス製品 |
| 50～100% | 走行部 | タイヤ、クローラ |
| | 作業装置 | ロータリー・ハローの爪・カバー・スプロケット、ゲージホイル、シンクロナイザー |
| | その他 | 支払対象外以外の部品等 |

※支払対象事故であっても、部品には上記免責がかかります。
※整備不良、運転者の操作不適切等により発生した損害は、上記の割合に加算されることがあります。
※損害部品及び修理工賃（技術料）については、標準小売価格・標準作業工賃での算定となります。
※農機具と附属装置の接続部品は、附属装置も加入している場合に補償します。

| 免責割合 | 責任期間（契約期間）内の事故　※第三者行為の事故を除く |
|---|---|
| 30% | 同一加入者、同一機種の年2回目以降の事故から加算 |

| 免責割合 | 盗取複数回の事故 |
|---|---|
| 30% | 盗難による盗取において、同一加入者の全ての加入機種について、盗取日を基準に過去1年間に同事故があった場合 |

| 免責割合 | 盗難事故 | 加算割合 | |
|---|---|---|---|
| 30% | 通常管理している施設（加入申込書記載）に格納していない場合 | 5% | 本体（キャビン等）の未施錠、鍵を抜いていない場合 |
| 10% | 通常管理している施設に格納していたが、その施設は施錠されていない場合 | | |

| 免責割合 | 事故発生通知遅延 |
|---|---|
| 10% | 3ヶ月以上6ヶ月未満 |
| 20% | 6ヶ月以上1年未満 |
| 30% | 1年以上 |

※コンバインの通常稼働期間中は、格納施設についての免責を除外します。

●部分損害の場合、修理業者からの費用明細から支払対象外の部品及び免責事項による割合を差し引いた額が損害額となります。また、事故に起因しない修理費及び工賃（技術料）も差し引かれることになります。

# 農機具共済のご契約にあたって

## —— ご契約に関する重要事項の説明 ——

この説明は、農機具共済のご契約にあたりご注意いただきたい事項、ご契約で得られた個人情報の取り扱いなどの重要事項について記載したものです。

農機具共済加入申込書への捺印は、本重要事項の説明確認印を兼ねていますので、内容を十分にご確認ください。

### 1. 加入申込みと契約の成立及び責任の開始

農機具共済の契約は、加入申込者が農機具共済加入申込書に必要事項を記入・捺印して組合に申込み、組合が受諾したときに成立し、共済掛金等を組合に払い込んだ日(共済証券にこれと異なる共済責任期間の開始日が記載されているときはその日)の午後4時(継続加入の場合は契約期間満了の日の午後4時)から責任を開始します。契約期間は1年間となります。

### 2. 共済金を支払えない場合

この組合は、パンフレット記載の「共済金のお支払いができない事項」の他、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては、共済金を支払いません。

(1) 加入者(加入者でない方で共済金を受取る方も含めます。)またはそれらの方の法定代理人の故意または重大な過失によって発生した損害
(2) 加入者と同じ世帯に属する親族の故意によって発生した損害
(3) 消耗部品にのみ発生した損害
(4) 「損害発生の場合の手続き」の通知を怠りまたは故意もしくは重大な過失により不実の通知をしたり、正当な理由がないのに損害調査を妨害した場合
(5) 「損害防止義務」の指示に従わなかった場合
(6) 「通知義務」、「告知義務」または「重大な事由による解除」により契約を解除した場合
(7) 共済金の支払請求手続を3年間怠った場合

### 3. 他の共済関係等がある場合の共済金の支払額

加入物件に他の共済契約または保険契約がある場合、それぞれの支払限度額を超えるときは共済金を分担して支払います。(他の共済関係等にのみ請求した場合は、この限りではありません)

### 4. 超過共済による共済金額について

・ご契約の際に設定された共済金額が共済目的の価額を超えていたことについて、加入者の善意でかつ重大な過失がなかった場合、加入者はその超過する部分についてご契約日から取り消すことができます。
・ご契約後に共済目的の価額が著しく減少し共済金額が共済価額を超過した場合、加入者はその超過した部分について、超過したときから先の契約について共済金額の減額を請求することができます。

### 5. 告知義務・通知義務について

加入者は組合が告知を求めたものについて、事実を正確に告知いただく義務があります。(農機具共済加入申込書で、★印の事項が告知事項です。)また、ご契約後、記載された内容に変更があった場合、遅延なく組合に通知していただく義務があります。(農機具共済加入申込書で、☆印の事項が通知事項です。)

このとき、事実を告げない場合や通知のない場合はこの契約を解除し、共済金をお支払できないことがあります。

### 6. 共済目的の調査

この組合は、いつでも、共済目的のある土地または建物もしくは工作物に立入り、共済目的について必要な事項を調査することができます。加入者が相当な理由がないのに、前項の調査を拒んだ場合には、この組合は、共済関係を解除することができます。

### 7. 損害防止義務

加入者は、共済目的について通常すべき管理並びに操作や、事故が発生した場合の損害の防止・軽減に努める義務があります。その義務を怠ったときは、損害の額から損害の防止または軽減することができたと認められる額を差し引くことがあります。

### 8. 重大事由による解除

次のことがあった場合は、契約を解除することがあります。

① 共済金を支払わせることを目的として、損害を生じさせ、または生じさせようとした場合
② 共済金の請求について詐欺を行い、または行おうとした場合
③ 組合の加入者に対する信頼を損ない、契約の存続が困難な重大な事由があった場合

### 9. 個人情報の取り扱いについて

**(利用目的)**

ご加入の内容(申込書記載事項など)やその他知り得た情報(以下「個人情報」という)について、当組合が、引受けの判断、共済金等の支払い、共済契約の継続、維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用します。

**(第三者提供)**

法令により必要と判断される場合、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合、個人情報の利用目的のために業務を委託する場合、他の共済・保険との支払分担を行う場合に必要な範囲内で個人情報を第三者に提供する場合があります。

### 10. その他

何らかの事由により組合が解散しなければならない場合、農機具共済の契約を終了し、未経過分の共済掛金を加入者に払い戻すことになっています。この場合、財務状況によっては払戻金が削減される可能性があります。

※詳細については「農機具共済約款、特約条項」をご覧ください。

**○農機具共済の加入資格要件**

組合の区域内に住所を有し、農作物共済・家畜共済・果樹共済・畑作物共済・園芸施設共済の加入者、収入保険制度の加入者、農機具を所有する者で農業に従事する方。

# 事故、契約内容の変更がございましたら、すぐにNOSAIまでお知らせください。

＊通知が遅れた場合、共済金をお支払いできないことがあります。

## ●事故発生から共済金受取りまでの流れ

**事　故　発　生　！**

**事 故 の ご 連 絡**
事故発生日・事故の状況等をNOSAIまでご連絡ください。

**ご加入者**

- 修理業者に修理依頼
- 農機具の修理
- 修理代の確定
- 修理済報告書の提出
- ご加入者が修理済報告書等の書類を提出して共済金を請求してください。

**NOSAI**

- 加入内容の確認をします。
  事故に遭った農機具の特約、共済金額などの加入内容を確認します。
- 各種調査を行います。
  ・現地調査
  ・事故状況の聞き取り
  ・修理業者からの聞き取り
  ・その他損害の確認に必要な調査

**損害額の確定**　・事故調査 ・免責額の審査

**共済金のお支払い**

## ●契約内容変更の流れ

**加入農機具の入替え、解体・廃棄、譲渡を行う場合。**
事前にNOSAIまでご連絡ください。

**変更内容の確認、審査を行います。**

**証券の裏書を行い、契約内容を変更いたします。**


農機具共済のお申し込み・お問い合わせは
**NOSAIとちぎの最寄りの支所へ**

**河 宇 支 所**
〒321-0901　宇都宮市平出町936-3
TEL.028-660-7300

**上 都 賀 支 所**
〒322-0005　鹿沼市御成橋町2丁目2051-7
TEL.0289-65-3251

**芳 賀 支 所**
〒321-4303　真岡市八条678
TEL.0285-84-1151

**塩 谷 支 所**
〒329-1312　さくら市桜野1622-1
TEL.028-682-8491

**那須中央支所**
〒324-0063　大田原市町島666-1
TEL.0287-23-1633

**那 須 北 支 所**
〒325-0001　那須町高久甲5083-2
TEL.0287-64-3663

**那 須 南 支 所**
〒321-0602　那須烏山市大桶2141-2
TEL.0287-84-1711

**県 南 支 所**
〒323-0062　小山市立木567
TEL.0285-23-7771

**安 足 支 所**
〒327-0003　佐野市大橋町3232-1
TEL.0283-22-1597

**本　　所**
〒321-0903　宇都宮市下平出町前表319-1
TEL.028-683-5531


2019.02